

熱海市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成28年12月15日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第22号

熱海市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、熱海市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 法第8条第2項に規定する委員の定数は、9人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 法第18条第2項に規定する農地利用最適化推進委員の定数は、4人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

(熱海市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

2 熱海市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和29年熱海市条例第12号）は、廃止する。

(熱海市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 熱海市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（昭和22年熱海市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部委員の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	日額 7,400円
-------------	-----------

(熱海市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

4 熱海市証人等の実費弁償に関する条例（昭和32年熱海市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

第2条第6号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。